

倉敷観光コンベンションビューロー

ぼっけえお得な「倉敷みらい旅」販売助成金（第3弾）

申請の手引き

<令和3年2月9日版>

～お願い～

事業を実施される前に必ず本手引きをご確認ください。

所定の手続きをいただけない場合、助成金は支払われません。また、書類に不備がありますと手直し等が発生し、審査に時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。

倉敷観光コンベンションビューロー

1. 目的

この助成金制度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により売り上げが減少した観光関連事業者の事業継続や雇用維持を支援するとともに宿泊客を呼び込むことで地域経済を活性化させることを目的としています。

2. 交付対象者

次のすべてを満たす宿泊事業者が対象です。

要件1：倉敷観光コンベンションビューローの会員であること。

現在会員でなくとも、交付申請時までに入会していただければ制度を利用できます。
入会についての詳細は事務局までお問い合わせください。

要件2：宿泊施設用の「新型コロナウイルス対策取組宣言シート」※を掲出すること。

※倉敷市・市内商工会議所・商工会が実施する「新型コロナウイルス対策取組宣言」における市内統一のシートのことをいいます。
※倉敷市の事業継続支援室の特設ホームページより申請いただけます。

要件3：所定の要件を満たす宿泊プランを販売する事業を行うこと。

・「宿泊プラン」の所定の要件については、次ページ以降に記載しております。

要件4：下記のいずれにも該当しないこと。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に定める施設を運営している者
- ・事業実施にあたり必要な許認可を取得していないなど、関係法令を遵守していない者
- ・その他、助成金の趣旨・目的に照らして適当でないと倉敷観光コンベンションビューロー会長が判断する者

3. 助成内容

(1) 助成金額

宿泊プランの割引前販売額の35%を助成します。

但し、倉敷市民及び倉敷市内就業者を対象とした宿泊プランの場合は、割引前販売額の40%を助成します。

※助成金額はすべて割引に充てて宿泊プランを販売してください。

(2) 助成金額の上限

1施設当たり400万円を上限とします。

事業予算の範囲内で助成を行います。

(3) 宿泊プランの要件

下記の要件をすべて満たす宿泊プランに対して助成します。

- ①「倉敷みらい旅」をプラン名に含めるもの。
- ②倉敷観光コンベンションビューロー及び倉敷市の助成を受けていることを表示するもの。
- ③購入者が、宿泊日を令和3年3月1日から令和4年3月31日までの間で選べるもの。
(緊急事態宣言が発出されている期間を除きます)
- ④本事業による割引率を明記し、本事業による助成率以上に割引して販売するもの。
- ⑤購入者が、令和3年10月15日までに決済手続きを完了するもの。
- ⑥購入後の取り消しを不可とするもの。
- ⑦換金性の高い金券類を含まないもの。

(4) 宿泊プランの販売に関する要件

- ①販売可能期間は令和3年3月1日から令和3年9月30日までの間です。ただし、事業の認定を受けた日付以降より販売を開始してください。認定前に販売された宿泊プランは助成対象となりません。
- ②販売する宿泊プランの個数の上限はありません。
- ③必ず35%割引宿泊プランと、倉敷市民又は倉敷市内就業者を対象とした40%割引宿泊プランの両方を販売してください。
- ④必ず倉敷みらい旅の宿泊プランの販売を行っていることを、チラシや自社のホームページ等において表示してください。
- ⑤国のGoToトラベル事業による助成金やその他助成金との併用は不可とします。その旨、宿泊プランの販売時に必ず明記してください。

⑥倉敷市民又は倉敷市内就業者を対象とした宿泊プランについては、倉敷市内在住・倉敷市内就業者であることを確認できない場合には本事業による割引を受けられないことを販売時に明記してください。

また、宿泊時には身分証や名刺等で上記事実を確認してください。実績報告時に、倉敷市内在住の方については「住所」が、倉敷市内就業者については「就業事業所名」と「就業事業所住所」が必要となります。

4. 申請から助成金交付までの流れ

(1) スケジュール

- | | |
|-----------------|--|
| ①助成金事前申請受付期間 | 令和3年8月31日(火)まで |
| ②宿泊プラン販売可能期間 | 令和3年3月1日(月)～9月30日(木)
※ただし、事業認定日以降となります。 |
| ③実績報告・助成金請求可能期間 | 令和3年3月1日(月)～10月31日(日)
※上記期間中、最大4回まで請求が可能です。
※3月販売分については、4月15日までに必ず実績報告をしていただきます。 |
| ④購入者の宿泊可能期間 | 令和3年3月1日(月)～令和4年3月31日(木) |
| ⑤購入者の決済完了期間 | 令和3年3月1日(月)～10月15日(金) |
| ⑥購入者の宿泊可能期間 | 令和3年3月1日(月)～令和4年3月31日(木) |

(2) 申請手順

①事前申請

「事業認定申請書(様式第1号)」と「事業計画書(様式第2号)」を提出

※申請名義は「宿泊施設」又は「宿泊施設を経営する会社」のいずれか

※添付書類として、宿泊プランを販売するホームページやチラシに掲載予定の原稿があれば、提出をお願いします。

事業認定申請期限 令和3年8月31日(火)

↓

※申請内容を審査し、事業認定した場合は事務局より「事業認定通知書」を郵送いたします。

(事業認定とならない場合は別途ご連絡いたします。)

※事業認定通知書に記載の日付以降より販売を開始してください。

②事業の実施（販売の実施）

宿泊プランの販売前に必ず事業認定を受け、販売を開始してください。

- ア 必ず35%割引宿泊プランと、倉敷市民又は倉敷市内就業者を対象とした40%割引宿泊プランの両方を販売してください。
- イ 必ず倉敷みらい旅の宿泊プランの販売を行っていることを、チラシや自社のホームページ等において表示してください。
- ウ 国のGoToトラベル事業やその他助成金との併用は不可とします。

販売期間 事業認定日～令和3年9月30日（木）

↓

※販売途中で宿泊プランを変更したい場合は、変更プランを販売する前に変更内容の申請をお願いします。

③事業計画（宿泊プラン）を変更・追加する場合

「事業計画変更申請書（様式第3号）」と「事業計画書（様式第2号）」を提出

※プラン内容の変更、プランの追加がある場合にご提出いただきますが、提出が必要かどうかは事務局にご相談ください。

※添付書類として、宿泊プランを販売するホームページやチラシに掲載予定の原稿の提出をお願いします。

変更認定申請期限 変更する宿泊プランを販売する2日前まで

最終期限 令和3年8月31日（火）

↓

※申請内容を審査し、変更を承認した場合は事務局より「変更承認通知書」を郵送いたします。

（変更承認とならない場合は別途ご連絡いたします。）

※変更承認通知書に記載の日付以降の販売分が助成対象となります。

④実績報告及び助成金請求

「助成金交付申請書（様式第4号）」と「助成金請求書（様式第5号）」と

「倉敷みらい旅販売台帳（様式第6号）」又はそれに準ずる書類を提出

※事業認定申請時と同じ名義、印鑑のご使用をお願いします。

※購入者が倉敷市内在住者の場合は住所を、倉敷市内就業者の場合は就業事業所名、就業事業所住所を、様式第6号内に記載をお願いします。

※お客様の入金又は決済手続きの完了をもって、宿泊プランが販売されたものとします。（決済手続きの完了期限は令和3年10月15日（金）です。）

※申請者名と口座名義が異なる場合は委任状の提出が必要となります。

※3月の販売分については、令和3年4月15日までに必ず1回助成金交付請求を行っていただきます。それ以降につきましては、下記の期限までに最大3回まで交付請求が可能です。

※様式第6号はデータでの提出をお願いします。

実績報告期限	1回目	令和3年4月15日（木）※3月販売分
--------	-----	--------------------

	2回目以降	令和3年10月31日（日）まで ※最大3回
--	-------	-----------------------

↓

※申請内容を審査し、助成金交付を決定した場合は事務局より「交付決定通知書」を郵送いたします。（交付決定とならない場合は別途ご連絡いたします。）

※交付決定通知書に記載の期日から1か月以内に助成金を振り込みにてお支払いいたします。

5. 申請書の提出方法

(1) 書類の入手

公益社団法人倉敷観光コンベンションビューローのホームページからダウンロードしてください。

(2) 提出方法

①原則：郵送による申請 ※郵送料は申請者負担です。

必要書類を封筒に入れて提出してください。

封筒には、「倉敷みらい旅交付申請書在中」又は
「倉敷みらい旅実績報告書在中」と朱書きしてください。

【郵送先】 〒710-0046 倉敷市中央2-6-1
倉敷観光コンベンションビューロー 「倉敷みらい旅」担当

②窓口での申請

必要書類を事務局へ提出してください。

【受付時間】 平日 9時～17時

6. 助成金の取り消しについて

申請者が次に掲げる事項に該当する場合は、交付決定を取り消す場合があります。助成金の支払いがあった後においても同様です。

- (1) 提出された書類に虚偽があったとき。
- (2) 要綱に定める事項に違反したとき。
- (3) 申請内容とプランの販売内容が一致しないとき。
- (4) その他、不正の行為等が認められたとき。

7. 関係書類の保存

助成金の交付を受ける者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を当該年度から5年間保管しなければなりません。

【問い合わせ先】

倉敷観光コンベンションビューロー

倉敷みらい旅 担当

〒710-0046 倉敷市中央 2-6-1

TEL 086-421-0224 FAX086-421-6024

E-mail : maeoka@kankou-kurashiki.jp